

寄宿舎内則

五六

- 一 宿泊者ハ左ノ事項ヲ承知シ之ニ準據セララルヘキモノトス
- 一 外部ト寄宿舎トノ交通ハ必ス裏門ヨリ爲シ本館ニ出入ノ際ハ服装ヲ整フヘキコト
- 二 浴場、便所、洗面所等ノ設備不充分ナルヲ以テ相互ニ交譲スルコト
- 三 携帶品ニ南京龜附着ノ虞アルトキハ入室前各自ニ相當ノ驅除法ヲ行フコト
- 四 火氣ニ注意シ且ツ外出及ヒ就眠ノ際ハ必ス消燈ノコト
- 五 宿泊料其他ノ支拂ハ必ス當該係員ニ致シ尙使用人ヘノ心附等モ直接本人ニ支給セザルコト
- 六 使用人、食事其他ニ關シ意見アルトキハ其都度係員ニ申告ノコト

- 七 開門午前五時半、閉門午後十一時限リ
- 八 食事時、朝ハ朝食午前七時、昼食正午、夕食午後六時ニ食堂ニ於テ會食ノコト但各定刻後一時間以内ヲ限リ膳部ヲ保存ス
- 九 入浴ハ毎週月、水、金ノ三回トシ午後六時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ室ノ番號ノ順次ニ二名以上宛同時ニ行フコト(但シ開始室番號ハ毎回順次ニ繰上ゲトス)
- 十 洗濯物ハ可成洗濯屋ニ送ルコト但靴下、サルマタ等ニ限リ使用人ニ之ヲ委託シタル際ハ一品參錢均一ニテ貸金ヲ支拂フコト
- 十一 宿泊料、食料等ハ當分左ノ通りトシ宿泊ノ末日ニ於テ支拂フコト

(イ) 宿泊料

五七